

第5回子どもの権利条例検討部会 議事録

日 時：令和8年4月30日（木）午後1時30分～午後4時

場 所：江別市民会館2階21号

出席者：石塚委員、金子委員、藤野委員、鈴木委員、岡委員、齋藤委員、高橋委員、久保田委員

欠席者：なし

事務局：東子ども家庭部長、宮崎子ども家庭部次長、気境子育て支援課長、北島子育て支援係長

その他：（オブザーバー）前田教育支援課長

傍聴者：5名

1 開会

（石塚部会長）

ただいまから、第5回子どもの権利条例検討部会を開会いたします。

議事に入る前に、傍聴を希望する方がいますので、傍聴を許可したいと思います。

発言権は無く、傍聴のみということで入室を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

それでは、傍聴を許可いたします。

傍聴者の入室をお願いいたします。

2 議題1 （仮称）江別市子どもの権利条例の素案について

（石塚部会長）

それでは、議事に入りたいと思います。

次第2の（1）協議事項 「（仮称）江別市子どもの権利条例（素案）について」を議題とします。

はじめに、事務局より説明願います。

（北島係長）

資料の説明に入る前にスケジュールについて、ご説明申し上げます。

前回の部会でもお伝えをしたとおり、子どもの権利条例の素案の協議は、本日が最後の予定になります。

5月中には、子ども・子育て会議の全体会を予定しており、6月に実施予定のパブリックコメントの後にも全体会の予定がありますので、皆さんからご意見をお伺いする機会は、今後もありますが、条例に集中して議論する場は本日が最後となりますので、積極的なご議論をお願いしたいと思います。

それでは、資料の説明に入ります。資料1をご覧ください。

資料1は、前回の部会にて皆様から頂戴したご意見をまとめたものです。すでに議事録はご確認いただいておりますが、その中から条文に対するご意見を抜粋しております。

資料2-1及び2-2は、本日ご議論いただく条例の素案になります。

両者の違いは、第2章子どもの権利の数と第5章子どもの個別の状況に応じた権利の保障にあります。詳細については、後ほどご説明いたします。

資料3-1は前回部会でのご意見に対する素案からの変更点・修正方針、資料3-2は部会後の書面意見に対する同様の内容を示しております。

基本的には、皆様のご意見を反映する方向で検討しておりますが、一部反映できていないものもございます。

具体的には、子どもの権利を広めるため、権利の日の制定に関すること、救済委員会を条例に基づくものではなく、第三者機関とすること、計画づくりに関することなどになります。

それぞれ、権利の日の制定に関しては、周知のあり方は様々ありますが、まずはパンフレットの作成や研修を通じて行っていくことが重要と考えられるため見送っております。

第三者機関に関しては、条例に基づく設置であったとしても構成員に市の関係者を入れないことで客観性を確保できること、また、救済委員会の実行性を持たせる意味でも条例に記載した方がよいことから見送っております。

計画づくりに関しては、行政計画の策定による自治体の負担が増加していることを受けて、国全体として行政計画を減らす方向で動いています。そうした動きと逆行することや、進捗管理は、子ども・子育て会議に報告することを明記していますので、見送っております。

資料4は、第2章子どもの権利をいくつかパターン分けしてほしいとのご意見を受けて作成した資料になります。

左端がユニセフの4つの権利に分けたもの、次が札幌市のように守られる権利を分割した分類、さらに「個別の状況に応じて支援を受ける権利」を加えたもの、一番右が齋藤委員からご提案いただいた川崎市のような細分化した権利分類です。

第2章の構成は本日の議論でも重要なポイントとなりますので、ご確認ください。

続いて、資料2-1と2-2に戻り、両者の違いについてご説明いたします。

大きく2点あります。

1点目は第2章「子どもの権利」の数です。2-2では第9条として「個別の状況に応じて支援を受けられる権利」を項目立てしているのに対し、2-1では「自分らしく生きる権利」の中にこの内容を含めています。

2点目は第5章「子どもの個別の状況に応じた権利の保障」です。2-1では「障がいのある子どもの権利保障」および「マイノリティの子どもの権利保障」を項目立てしていますが、2-2はこれらを第2章に記載しているため、第5章には含んでいません。

この2点以外に違いはありません。

次に、前回部会時の素案からの主な変更点についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

1ページは、目次を追加したのみで、その他の変更はありません。

2ページをご覧ください。

第2条に「子ども関係施設」とあったものを「育ち学ぶ施設」に変更しております。

第3条第1項の四つの原則の後ろに、ユニセフのホームページと同様の文言を加えております。

第2項は、前回のご議論等を踏まえ、「性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無その他の個性や違いを理解し、尊重し合うものとする。」から「性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性や違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。」に変更しております。

なお、各項目の順番は、自治基本条例を参考にしております。

また、第2項以降の順番も見直しております。

第2章第4条に「子どもにとって大切な権利」という項目を加え、以降に列挙する権利は特に重要なものであり、これ以外にも様々な権利があることを明確にしております。

第5条から具体的な権利になりますが、藤野委員からのご意見をもとに整理しております。

まず、前回は「安心して生きる権利」「自分らしく成長する権利」「守り、守られる権利」「意見や考えを表明し、参加する権利」という4つの柱で構成していましたが、

- ・「安心して生きる権利」
- ・「自分らしく生きる権利」
- ・「豊かに成長する権利」
- ・「参加する権利」

の4つ、もしくは、「個別の状況に応じて支援を受ける権利」加えた5つの大きな柱に整理しております。

具体的には、

「安心して生きる権利」については、虐待や体罰などのあらゆる形態の暴力からの保護のほか、「適切な相談の機会の確保」を加えて、安心して生活する上での基盤に関するものを明確化しております。

「自分らしく生きる権利」には、前回の「自分らしく成長する権利」に近い内容を整理しております。

新たに「豊かに成長する権利」という項目を設け、遊びや休息、学び、さらには多様な人や考え方との交流や文化活動への参加機会という、子どもの成長に必要な権利を盛り込みました。

最後に、「参加する権利」では、前回の意見表明と参加の権利を引き継ぎつつ、年齢・成熟度に応じて意見が尊重されること、適切な支援のもと意思決定やその過程に参加できること、仲間作りや集まる機会の保障などの内容としております。

3ページをご覧ください。

第3章ですが、前回の部会時には、第3章を「市の責務並びに保護者、市民、子ども関係施設の役割」として、各主体が何をするかという考え方で整理してございました。

また、第4章は「子どもの権利の保障に関する施策等」として、市が取り組むべき具体的な施策を整理してございましたが、今回は第2章の子どもの権利をベースに、それぞれが何をするかという視点で整理しております。

具体的には、第3章は「生活の場における子どもの権利の保障」として、家庭、育ち・学ぶ施設、地域における必要な権利保障を整理しています。また、虐待や体罰の禁止に関する条文を加えたほか、育ち・学ぶ施設については、開かれた施設づくり、事情等を聴く機会の設定、学びの機会、情報の取り扱いなどを新たに盛り込んでいます。

5ページをご覧ください。

第4章は「子どもの参加・意思表明の機会の保障」として、大澤アドバイザーから頂戴した子どもアドボカシーに関するご意見や情報発信についても、前回は子どもの権利に関するものに限定した記述でしたが、それを広げております。

第5章は「子どもの個別の状況に応じた支援」として、居場所の提供に関する内容のほか、資料2-1で記載しております障がいのある子どもの権利保障やマイノリティの子どもの権利保障についてもまとめています。

第6章は「子どもにかかわる人々の支援」として、市の子育て支援のほか、ご意見をいただいていた研修の機会や関係機関の連携についても記載しております。

6ページをご覧ください。

第7章は「子どもの権利救済委員会」から「子どもの権利擁護の仕組み」と名称を変更し、救済委員会の役割に加えて、前回「第4章 子どもの権利の保障に関する施策等」に構成していた相談窓口の整備などを加え、相談から救済までの一連の取り組みをまとめております。また、前回ご意見を頂戴した相談員の守秘義務についても明文化しております。

7ページをご覧ください。

第8章「施策の推進」では、第34条として、市の役割である啓発活動に関する条文を追加しています。

説明は以上です。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、皆様から質問などがございましたらお願いします。

資料が膨大ですが、資料についてもご意見があれば、挙手いただければと思いますがいかがでしょうか。

(齋藤委員)

四つ権利と五つの権利をのどちらを選ぶということがポイントになるかと思いますが、決め方について教えてください。

(北島係長)

市といたしましては、どちらが良いという考えはございませんので、部会でご議論いただき、最終的に部会としてまとめたもので進めたいと考えております。

また、第2章以外についても、ご議論いただきまして、可能であれば、本日、方向性を固めていただけますと幸いです。

(石塚部会長)

ただいまの発言のとおり、事務局からは四つの権利のパターンと、五つの権利のパターン、さらに増やしたパターンを提示いただきましたので、どの形でまとめていくかということが大きな論点になるかと思えます。委員の皆様からご意見などはいかがでしょう。

(金子副部会長)

私としては、四つの権利の方がよいと考えております。

その理由は、四つの権利が誰にでも当てはまる大きな概念を示している一方で、個別の状況に応じて支援を受ける権利については、対象者を絞っているように感じられますので、同列に並べることに違和感があります。

権利としては、既に記載がありますので、四つの権利のパターンのように、個別の状況に応じて支援を受ける権利の保障として第5章に明記している方がよいのではないのでしょうか。

(金子副部会長)

別件になりますが、第4条については、何を表しているのか分かりにくく感じ、今のままでは、あってもなくても変わらないように見えてしまいます。

第5条以降の権利以外にもあるということを示したいのであれば、それが分かるような書き方がよいのではないのでしょうか。

そのような趣旨になると、最後にもっていった方がよいと思います。

(藤野委員)

今回、3月中の締め切りで意見を求められ、先行しているいくつかの市の条例を拝見しました。具体的には、川崎市、武蔵野市、札幌市の条例であり、これらの自治体はかなり議論

を重ねて条例を作っていることから、この三つを選定しました。

これらの自治体の子どもの権利の数は様々でしたが、具体的な権利を並べる条文の前に包括的な条文を置いている点は共通していました。私なりに理解したところでは、市からの説明にもあったように、特に大切な権利として保障するものであり、四つだけ、五つだけと限定するものではないことを明確に示す役割があると思っています。

今回の資料2-1でいうと、5条から8条までは特に大切な4本柱という枠組みを作るという意味で、最初に配置することで構造的に分かりやすくなると考え、提案したところです。

先ほど金子委員がおっしゃったように、後ろに付けるという方法もあるかもしれませんが、その場合は具体的な事例を挙げる形になり、何を書くかという別の議論に発展してしまうと思います。そう考えると、私は最初の方に置くほうが良いのではないかと思います。

(藤野委員)

私が最初に意見を提出した際には、実は第2章のところに「個別の必要に応じて支援を受ける権利」を五つ目として掲げ、しっかりと明記した方がよいのではないかと考えていました。

その想いとしては、第5章に記載のあるように、例えば学校に行かない、行けないという状態にある子どもに対して個別に権利を保障できる対応を考えることや、障がいのある子ども一人ひとりに対して尊厳を持って社会参加できるような支援を行うこと、またマイノリティの子どもについても等しく権利を持っていることを江別市として宣言することが重要だと考えたからです。

しかし、その後、考え直した理由としては、ここにある四つの権利は、今この時代において、この江別市で暮らしている限りにおいてマイノリティである子どもに対して、特別にということではなく、どの子どもにとっても全ての子どもに保障されるべき普遍的な権利として、第2章にあげたほうがよいと考えたからです。

五つ目の権利として挙げたほうがよいと考えていたものに代わり、第5章にどのような子どもも、ここで挙げている特に大切な保障されるべき権利があるのだから、その権利を保障するために、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等、私たち大人が、心を砕いて、ちゃんとやるべきことをやらなきゃいけないということを、別章立てした方が、五つの権利として挙げたいと思った自分の想いは伝わりやすいし、実際に分かりやすいのではないかと考えています。

そのため、私としては、四つの権利の方が良いと考えています。

(金子副部長)

第4条については、最初に書くことが分かりにくいということを言いたかったのではなくて、5条以降に挙げられている権利以外にもあるということが表現でできているかということと言いたかったところです。

(藤野委員)

おそらく、「特に」という部分が、そのニュアンスなのではないかと私は理解しています。

(齋藤委員)

私は、藤野委員と同じ表現にはなりますが、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」を入れたいと意見を提出しています。

しかしその中身は、先ほどの藤野議員のお話や市が別章に立てた第5章とは違うことを指

しています。

私としては、「個別の支援を受ける権利」というのは、一人ひとりの状況やその子どものニーズに応じたサポートを受けられる権利のことを指していて、その権利があることによって、第8条までの子どもの権利のところまで辿り着けると考えています。

例えば、支援学級に通っている子どもであれば、様々な特性に応じたクラスがありますが、専門の先生だったり、集中しやすい環境だったり、少人数だったりすること、外国にルーツを持つ子どもであれば、言語支援など、特別なサポートを受けられることを指しています。

その意味では、資料4の右端を見ていただきたいのですが、「障がいを持つ子どもたちが、個別の必要に応じて支援を受けることができること」「国籍、言語等において少数の立場の子どもたちが、個別の支援を受けることができること」また、私としても、入れるのがふさわしいのか迷った部分もありますが、不登校の子どもの学ぶ権利として、「自らの意思で学習の方法を選ぶ子どもたちは、個別の必要に応じて支援を受けることができること」を掲げたいと考えておりました。

こういった支援がないと子どもの権利に辿り付けない子どもたちがいるといことを分かっていたいただきたいと思います。

(北島係長)

現在の素案では、第6条第1項第3号になりますが、「個別の状況に応じて支援を受ける権利」を明記しております。先ほど、齋藤委員からお話のあったように、様々な支援を必要とする子どもたちがいると思いますが、その目的は、自分らしく生きるというところに含まれるものと思い、ここに挙げさせていただいております。

また、この権利を保障するために、第5章に「障がいのある子どもの権利保障」や「マイノリティの子どもの権利保障」というものを挙げさせていただいております。

そのような意味では、具体的にどのような文言にするかという部分はあると思いますが、支援が必要な子どもがいるということは理解しておりますし、そのための権利の一つとして挙げさせていただいておりますので、齋藤委員と考え方の方向性は一緒と思っております。

(石塚部会長)

現在、四つの権利のパターンでは、「個別の状況に応じて支援を受ける権利」が、自分らしく生きる権利の中に入っておりますが、豊かに成長する権利に位置付けることも考えられると思っております。

その中で、先ほど事務局から説明いただいた第5章の中に、「子どもの個別の状況に応じた権利の保障」というものが位置付けられてるのは、結構大事だと思っており、私自身障がいのある子どもたちの支援をしているため、色々考えるところではありますが、やはり大事なのは、「障がいの有無にかかわらず」という点にありますので、このような構造も一つの形ではないかと思っております。

(齋藤委員)

現在の五つの権利にあるような、差別や不利益を受けず、尊厳をもって生活し、社会参加が図られるというのは、これだと公平というか差別がないことという部分が強調されているように見え、違和感を感じる文章となっています。

子ども権利を上から順番に読んでいくと、ここだけ突然「尊厳をもって」とか、「社会の参加」とかになると、私たちが求めている個別の状況に応じた支援を受ける権利の趣旨とは異なってきてしまいます。

先ほどもお伝えしたとおり、支援があって、初めて子どもの権利を持つ状態になれると思

っています。

なかなかうまく伝わらないのですが、普段から自分が受けている扱いなども含めて、違和感ある文章と感じています。

今のままだと、差別の話などは別に書かれているので、必要ないと思ってしまいます。

(大澤アドバイザー)

支援を受けることの大切さについては、私も同感であり、齋藤委員のお話は非常によく理解できます。

そのお話を前提に置いた上で考え、齋藤委員は、その子どもの置かれた状況に応じた権利として、第9条に位置付けたいということだと思います。

ただし、今のままですと、第9条の支援を受ける権利を具体的に実現するために、さらに支援を受ける権利となってしまう、上位概念の権利が「必要な支援を受ける」とされているにもかかわらず、それを実現するためにさらに支援を受ける権利があるとすると、内容が重複してしまいますので、それが条文の組み立てとして適切かどうかは検討しなければならないと思います。

川崎市の条例の文言はかなり参考にされたと思いますが、川崎市の場合もこの点には十分注意を払っていると思います。支援を受ける権利を実現するために、再度支援を受ける権利があるという二重の重なりになることは避けなければなりません。

そのため、支援を受ける権利を保障するために「支援を受ける権利がある」という二重表現にならないよう整理すると、今の第9条のような文言になるのだと思います。

そうすると、「支援を受ける権利がある」という齋藤委員の想いをどこで強く言葉に表すのかについては、まだ検討の余地があるのではないかと思います。

(金子副部長)

齋藤委員のお考えはよく理解しましたが、権利としてはやはり四つがよいと思います。この四つの権利を等しく受けるためにどうするかという点が最も重要だと考えます。

そうすると、第5章は第2章の保障について記述されていますので、第5章に先ほど申し上げた四つの権利を受けるための保障について明記できればよいと思います。

恐らく、どの章に記載されているかというよりも、明記されていること自体が重要なのだと思います。権利の種類を増やすと、大澤アドバイザーから指摘があったような課題が生じてしまいますので、第5章に位置付けるのが適切だと思います。

(藤野委員)

齋藤委員のお考えはよく理解しました。

お伺いした違和感のある部分を条例の条文に反映させるとすれば、例えばこんなやり方はどうかと思います。

まず、2-1の四つの権利の方を見ていただくと、先ほど事務局から説明があったように、第6条の第3号に「個別の状況によって支援を受けること」というものが、普遍的な権利として挙げられていますので、それはそのままにしておきます。

そして、第5章の「子どもの個別の状況に応じた権利の保障」の第24条の文章に入れるか、あるいは、第2項として加えるか、それは文書の長さや簡潔さで判断したらよいと思うのですが、例えば、第1項に含み込ませるとするならば、「市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、障がいのある子どもがそれを理由とした差別や不利益を受ける尊厳を持って生活し、個別の状況に応じて必要な支援を受け、社会への積極的な参加が図れるよう努めるものとする」などはいかがでしょうか。

これですと、すごく文章が長く、趣旨が分かりにくくなってしまいう恐れがありますので、

第1項はこのままにして、第2項として、前項が達成されるように、個別の状況に応じて、支援を受けられるよう、努めるよりももう少し強い言葉で書くといったようなやり方は、あるのではないかと思います。

(齋藤委員)

第5章の第24条第2項として、個別の状況に応じて支援を受けるということが明記いただけるのであれば、そのような方法もあると思います。

私たちのように支援を受ける立場としては、個別に支援を受けるということが明記されていけば、その想いが皆さんに伝わるのではないかと思います。

(石塚部会長)

ありがとうございます。

それでは、今の議論を整理しますと、まずは、四つの権利パターンを採用し、詳細を詰めていくということでよろしいでしょうか。

それでは、そのように進めたいと思います。

その中で、第24条第2項に、個別の支援を受けるという趣旨に沿った内容を記載すれば、齋藤委員も納得いただけるとのことですので、事務局にはそのように検討いただくようお願いいたします。

(北島係長)

方向性については承知いたしました。第24条の修正案は別途ご覧いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(石塚部会長)

その他の箇所でも、何かご意見等がありますでしょうか。

(金子副部会長)

資料2-1の附則ですが、です・ます調になっています。

前回の部会で、です・ます調の方が語りかけるように感じてもらえるという話がありましたが、どのような整理になったのか教えてください。

(北島係長)

江別市の内部規定では、である調とすることになっており、他の条例も全てである調で統一されています。

一方で、あくまで内部規定であるため、市の関係部局と調整の上、です・ます調にすることを検討しておりました。

しかし、事前にこの件の発言者であった藤野委員にご確認いただいたところ、逆に分かりにくいというご意見をいただき、である調に戻しております。

なお、資料2-1の附則については、元に戻し忘れがあり、大変失礼いたしました。

(藤野委員)

前回の部会で、です・ます調で語りかけるような言葉遣いがよいのではないかと発言しました。

事務局で実際にです・ます調で作成していただいたところ、回りくどく感じられたり、単語自体は優しくなっていないのに語尾だけがです・ます調になってしまい、全体的に文章が長くなったこともあって、かえって分かりにくくなったかもしれないと思いました。

そのため、他の委員から要望がなければ、この案は撤回すると伝えました。

(藤野委員)

第11条を見てみると「努めるものとする」となっておりますが、全体的に「ものとしませぬ」という表現が読みづらいと思いました。

そこで質問したいのですが、「ものとする」とう表現は、条例上の決まりなのでしょうか。例えば、「努める」とできるのであれば、よりすっきりするのではないかと思います。その辺りのルールなどがあれば、教えてください。

また、第7章に誤字がありますので、修正をお願いします。

(前田課長)

私は、条例を審査する法制系の係長を務めておりましたので、回答いたします。

参考までに「努める」と「努めるものとする」の違いで説明しますと、「努めるものとする」の方が緩やかな義務付けと言われております。なお、一番厳しいのが「しなければならない」になります。

法令上、「ものとする」は、緩やかな義務付けになりますので、罰則などには結びつきませんが、「努める」と言い切るよりも若干義務付けがある表現になっております。

(気境課長)

前回の部会において、です・ます調の方が分かりやすいといった意見があり、その際、金子前部長からも、もし部会の中で、その方がよいということであれば、その方向で考えていくとお伝えいたしました。

一方で、子どもを含めた市民の皆さんに条例をお伝えする際には、条例の条文を見ていただくのではなく、分かりやすく整理した資料を別に用意のするものだと思っております。

そのため、分かりやすく整理するということは当然ですが、子どもに見せるという観点ではないものと考えております。

(石塚部会長)

はじめに「ものとする」については、伝える強さの違いということで理解しましたが、他の自治体を見てみると「ものとする」としていない条例もあるため、必ずしも「ものとする」としなければならないものではないと思っておりますので、皆さんから意見をいただければと思います。

文体については、である調での整理ということによろしいでしょうか。

また、第7章の誤字については、修正をお願いします。

(石塚部会長)

少し戻りますが、藤野委員から提案のありました第24条に「個別の状況に応じて支援を受ける」というニュアンスを盛り込むことには大賛成です。

齋藤委員がおっしゃっていた川崎市の条例第16条には、「子どもが置かれている状況に応じて、子どもに必要な情報の入手方法、意見表明の方法、参加の手法等に工夫および配慮がなされること」と記されています。

この内容を第24条に新たに追記することで、それらの配慮も内包した形で整理できるものと思います。

このような整理について、齋藤委員のご意見はいかがでしょうか。

(齋藤委員)

個別の支援というものが、しっかりと伝わると思いますのでよいと思います。

(高橋委員)

今の障がいのある子どもの権利の件について、とてもよいとは思いますが、この中にさらにインクルーシブという観点が抜けていると感じました。

障がいのある子もいない子もともに育ち合うという視点からも文章を考えていただきたいと思いました。

(石塚部会長)

ありがとうございます。第5章の「子どもの個別の状況に応じた権利の保障」の中で、インクルーシブという観点がある程度入るとよいのではということですね。

(高橋委員)

そのとおりです。今のままですと、障がいのある子もいない子も一緒にという感じが全く伝わらないと思います。

障がいのある子に手を差し伸べることは確かに必要なことだとは思いますが、それだけではないと思います。

(石塚部会長)

私も同じことを思っておりまして、私としては第23条の「多様な学びの場の提供」に入れるのがよいのではないかと考えております。

ほかにもご意見をいただければと思います。

(北島係長)

インクルーシブの観点を入れることは問題ありませんが、インクルーシブという文言を使うかどうかは検討したいと思います。

なるべくカタカナは使わないと言いますか、10年後、20年度にインクルーシブという言葉が残っているのかという視点や、市民に浸透していないと思われる文言は使わないという視点で文言については検討したいと思います。

(齋藤委員)

私は立場上、インクルーシブ教育というものが江別市の小中学校で行われているのか理解しているつもりです。

インクルーシブは、全て一緒にした方がよいということではなく、例えば、障がいのある子だけで過ごしたよい科目と、みんなと一緒に学ぶことができる科目、また、学年や年齢によっても変わってきます。

これらの取組は、江別市ですでに実践されており、障がいを持つ子どもや外国にルーツを持つ子どもが、子どもたちにとって身近な存在になっています。

そのため、ぜひ「多様性をお互いに学び合う」といったイメージの文言を加えていただきたいと思います。すでに始まっていることですが、そのフレーズを入れることで市民にも伝わるようになると思います。

(石塚部会長)

第23条の中には、多様な学びを必要とする子どもに対して、個別の状況に応じた適切な学びを提供するという要素は入っておりますが、もう少し具体的にしていこうというイメージでしょうか。

第23条には、すでに個々の状況に応じた適切な学びの場を提供すると言う部分がありますので、第23条よりかは、第24条に先ほど藤野委員がおっしゃったように個別の状況に応じて支援を受けることを2項として入れてもらって、インクルーシブが入るのであれば先

ほどのご意見のように、第23条の多様な学びの中に文言の中に含めて、深めていけるようなことができればと思います。

(齋藤委員)

おっしゃるとおり「多様な学びを必要とする子ども」に関しては、障がいのある子どもや不登校の子ども、さまざまな文化的背景を持つ子どもなど、多様な要素が含まれていると解釈できると思います。

そのため、それらが含まれているという考え方も可能かと思います。

(石塚部会長)

ありがとうございます。それでは、これらの意見をベースに他の自治体の条例等を参考にしながら、具体的な表現を検討いただくこととしてよろしいでしょうか。

(大澤アドバイザー)

第5章の中に二つのことを同時に書くのは望ましくないと思います。

第5章は、子どもの個別の状況に応じた権利の保障に関する部分であり、それはインクルーシブや多様性を学び合うこととは別のテーマだと考えます。

そのため、第5章に二つの異なる内容を盛り込んでしまうと、何を伝えたいのか分かりにくくなってしまう恐れがあります。

恐らく、インクルーシブの観点を推進することや、多様性を学び合うことは、第5章で扱う内容よりも大きな概念であると思われるので、どこか別の箇所ですでに示したほうがよいのではないのでしょうか。

例えば、第3条第2項の「多様な子どもの多様性を尊重する」と記してある部分に、多様な子どもたちのインクルーシブの推進や多様性を学び合うことが、子どもたちの成長や権利の保障につながるという形で記載し、第5章は別の章として、子どもの個別の権利保障について明確に分けて書いたほうが、異なる話が混ざってしまうことを避けられると思います。

(石塚部会長)

具体的にはどこに書くのがよいと思いますか。

(大澤アドバイザー)

しっかりと検討しているわけではありませんので、具体的なことは言いにくいのですが、例えば第3条第2項では子どもの多様性の尊重がうたわれていますので、この第3条のあたりに新たな項を設け、インクルーシブや多様性を学び合うことを通じて共生社会をつくるという大きな理念を先に示すという方法も考えられます。

その理念を全体の基本に据え、それを実現するための個別の子どもたちの状況に応じた権利保障については、第5章で別途記載するという構成のほうが、すっきりまとまると思います。

(藤野委員)

インクルーシブは、社会としても子どもが育つ場としても大切な考え方だと思います。ただ、インクルーシブという言葉自体は今後も使われ続けるとは思いますが、この言葉に対するイメージは人によって大きく異なるのではないかと感じています。例えば、障がいのある子どもとない子どもが同じ場所でただ一緒にいるだけというイメージで捉えている人もいるのではないかと思います。

条例の条文として「インクルーシブとは本来こういうものだ」といった具体的な内容を盛り込むのは難しいのではないのでしょうか。下手に書いてしまうと、それぞれの人が自分のイ

メージで読み取ってしまい、学校では同じ教室で必ず一緒に学ばなければならないというような誤解を生む可能性もあります。書き方が非常に難しいと感じています。

また、どこで誰とどのように学ぶかは、障がいのある子どももいない子どもも含めて、その子の意思や思いが尊重されることが最も重要だと考えます。例えば、聴覚障がいの子どもたちにとっては、分離された聾学校が自分のアイデンティティの形成や言語習得に重要な場所である場合もあります。そこで一定の年齢まで成長し、その後、高校や大学で聞こえる子どもたちと一緒に学ぶことを希望するケースもあります。

視覚障がいの方の経験談では、一般の学級での学びが難しく、体育などが制限されてしまった例もあります。そうした場合、ある程度分離された環境で成長と交流を重ねた後に、等しく交流できるようになってから共に学ぶ方がよいと感じる人もいます。もちろんそれぞれ異なる考えもあるかと思えます。

したがって、インクルーシブという言葉や概念を条文に盛り込むと、受け取り方の違いから誤解や制約を生んでしまう可能性があると考えます。難しい問題ですが、多様性はもともと社会に存在するものであり、それを前提とした社会のあり方として示す程度の表現で十分ではないかと思えます。

また、インクルーシブという言葉は障がいだけでなく、さまざまな背景も含む広い概念であるため、書き方にはさらに配慮が必要だと感じています。もし条文に入れるのであれば、基本理念の部分で、障がいに限らず幅広い多様性を含むものであることを示し、インクルーシブ教育という狭義の意味だけで受け取られないような書き方が望ましいのではないかと思います。

(石塚部会長)

始めに、第5章第23条の中に内容を入れるという案についてですが、先ほど大澤アドバイザーから伺ったご意見によると、内容が重複したり複数のテーマが混在したりする懸念があるとのことでした。

もし入れるのであれば、第3条第2項の中に何らかの文案を入れるほうが適切ではないかと考えられます。

次に、現在、第3条第2項には「子どもの多様性を尊重する」と記載されていますが、インクルーシブ教育に限らず、共生社会の実現という概念も基本的には広く用いられていると思えます。

そこで、「子どもの多様性を尊重し、共生社会の形成に努めるものとする」といった文言にすることで、そこからインクルーシブを含む、さらに広い意味での共生社会のイメージを持たせることができるのではないかと思います。

このような表現であれば、他の条文との齟齬がなければ、一つの案としてよいのではないかと考えますが、皆さんのご意見はいかがでしょう。

(高橋委員)

この場合は主語は、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等、子どもに関わる全ての者になりますでしょうか。子どもの多様性を尊重するなので、この主語にある方たちが、共生社会の形成にも努めるとなると思いますが、障害者総合支援法などとも大きな齟齬はないかなと思って聞いておりました。

(北島係長)

第3条第2項には、子どもという主語が入っておりません。子どもの多様性を尊重することは、大人の役割だと思ひ、そのような整理をしておりますが、インクルーシブという概念や多様性を学び合うといった趣旨を含めた場合に、子どもを含めなくてよいのかという考え

もありますがいかがでしょうか。

(高橋委員)

私としては、子どもを含めた全員が対象になるべきものと思います。

子どもも大人も多様な子どもを特別視しない、手を差し伸べようとする気持ちが大切だと思います。そういう気持ちが自然と子どもの中で芽生えてくるのが理想と考えています。

一方で、子どもが共生社会の形成を担うというのは、さすがに難しいとも思います。

(金子副部長)

どこに入れるべきかについては、前回の部会でも話題にあった子どもが自ら権利を学び理解していく内容が近いのではないかと考えています。

現行条例では、この内容が第16条に記載されていますが、第16条は「育ち学ぶ施設」に関する条文であり、子ども自身についての記載がありません。

そのため、「子どもが自ら学ぶ」という視点が欠けているため、教える側の義務はあっても、子ども自身が学んでいくという内容が条例内に見当たらない状態になっているように思います。

この点が明確になれば、先に議論した問題の解決方法も見えてくるのではないかと思います。

第16条は、育ち学ぶ施設等の努力義務としていますが、子ども自身が学ぶ内容が省略されてしまっているため、必要に応じてそうした項目を条例に入れることも考えられるのではないのでしょうか。

前回の議論では、大澤アドバイザーから子どもを義務とするのは現実的ではないとのご意見もありましたので、その議論を踏まえてこのような文案になったと理解していますが、その認識でよろしいのでしょうか。

(北島係長)

前回お示した素案では、子どもは権利の主体であると同時に、他の子どもの権利を尊重する存在であるという観点で、子ども同士の権利の尊重といった趣旨で条文を書いておりますが、大澤アドバイザーから、子どもの義務付けは条例の趣旨にそぐわないという話もあり、今回の素案の形にしております。

(金子副部長)

育ち学ぶ施設等がやることに整理されたことによって、子ども自身が学ぶという趣旨がなくなってしまうと思います。子どもが学ばなければならないとなると義務になってしまいますが、何かしら子ども自身が学ぶといった趣旨の文言が入るべきではないかと思います。

(藤野委員)

第3章の構成を見ると、第1節が「家庭」、第2節が「育ち学ぶ施設」、第3節が「地域」となっています。これらの場が、子どもが朝起きて夜寝るまでの間に育つ大きな環境であると理解しています。

子どもの権利を含め、他の子どもの権利も学び、その理解を深めるには、やはり他の子どもたちとの関わりが重要です。家庭内にも兄弟姉妹という関わりはありますが、より広い意味での「育ち学ぶ施設」での学びが大切だと考えています。

その視点からすると、第16条の「子どもが自己の権利および他の子どもの権利の大切さについて学ぶ機会を提供する」という規定でかなりカバーできるのではないかと思います。

これは単に授業として教えるという意味ではなく、例えば就学前の施設や就学後の学校で、トラブルや問題が起きた際に、「あなたはどうしたいの?」「相手はどう思っているの

か？」というように、それぞれの思いを表現し、相手の気持ちに気づく場を保育士や関係者が作ることを指しているのではないのでしょうか。

こうした経験を通して、子どもは自分の権利だけでなく他の子どもの権利もあることを学び身につけていくと思います。

つまり、生活の中で他の子どもたちと関わる大きな場として、第16条の規定は実質的にその役割を果たし、さまざまな経験を通して学べる機会を保障していると考えています。

よって、私としては、第16条の規定でその内容は十分にカバーできるのではないかと考えています。

(金子副部長)

そのとおりだと思いますが、「子どもが学ぶ」ということを分かりやすく表現した方がよいのではないかという思いで提案しました。

例えば、第2章第4条のように特に大切なものという考え方を第3章にも設けられないかと思っています。

具体的には、第3章の第1節の前に、もしくは章の冒頭に、この章で定めている権利保障は、家庭や育ち学ぶ施設、地域における子どもの権利保障であり、それは子どもたちが実際に自ら行動し学んでいくためのものであるという趣旨を記すということです。

第3章の第1節から第3節の内容自体は変えずに、「子どもも学ぶもの」ということを明確にできるのではないかと考えています。

(藤野委員)

金子委員のおっしゃることの意味はよく理解できました。ただし、第3章は、大人側に対する禁止事項、例えば、虐待や体罰の禁止なども含まれています。

そのため、第3章全体の構成からすると、統制が取れなくなる可能性や危険性が生じる可能性があるのではないかと考えています。

(齋藤委員)

私も同じ点で、第3章にあれこれと羅列するとやや分かりにくくなるのではないかと考えています。

やはり、第16条の部分でももう少し噛み砕いて優しい表現にするのがよいと思います。

例えば、子どもが育つ様々な場面において子ども同士が学び合うというフレーズを取り入れ、現行の「自己の権利を学ぶ」という部分から「他の子の権利も学ぶ」という形に繋がれば、何を伝えたいのかがより分かりやすくなるのではないかと考えています。

(大澤アドバイザー)

まず、この条例は何のためにあるのかを考えると、子どもの権利を保障するための条例であるという点が基本です。

したがって、子ども自身が子どもの権利を保障するものではないと考えるべきです。

子どもの権利条約もそうですが、子どもの権利を保障するためのルールを定める主体は大人であり、自治体による子どもの権利条例も同様です。

基本的には「子どもがこれをしましょう」「子どもはこうあるべきだ」「子どもをこうした方がよい」と書くものではありません。

子どもの権利を保障する社会のルールとして大人が用意し、それを通じて子どもたちが権利と主体性を持つ市民として成長できる社会の基盤を作るためのものです。

逆に言えば、子ども自身が「守りたくない」「やりたくない」という自由も含めた、一人ひとりの主体性を尊重しなければならないと思います。

そのため、条文の中で子どもの行動を規定するようなことは、本来の趣旨から外れるのではないかと考えます。

したがって、第3章などに子どもを主語にした規定を入れなくてもよく、むしろ大人側の役割や責任を定め、子どもが成長できるような機会を大人がどう作っていくかをルール化することがこの条例の本来の意図です。

子どもを主語にした規定を入れることは、条例や条約の趣旨からずれてしまう恐れがあると思いますので注意が必要だと思います。

(石塚部会長)

今の発言を受けて、金子副部会長いかがでしょうか。

(金子副部会長)

そのとおりだと思いました。子ども同士が学ぶという部分からスタートしていましたが、そこから違っていたのかもしれないと思いました。

(石塚部会長)

ここまでの議論の中で、何かあればご意見を伺いたいと思います。

(久保田委員)

非常に難しい話だと感じていて、正直、前半は頭が混乱しそうだと思っていました。

ただ、休み時間に大澤アドバイザーと話をして思ったのですが、この条例について、弁護士や法律の専門家の方に確認してもらうような機会はあるのでしょうか。

(北島係長)

条例は内部的に審査する部局があり、その部局の審査を経て、最終的に議会で審議され成立する流れになります。

必ずしも弁護士等の法律専門家が何度も目を通すわけではありませんが、適正な視点でチェックされ、条文が形作られていきます。

そのような意味では、現時点の条文が最終的なものになるかは約束できず、若干の変更が生じる可能性もあります。

(齋藤委員)

権利のパターンが四つに分類されるという点については先ほど賛成しましたが、前回、私は「学ぶ権利」「休む権利」「遊ぶ権利」を個別の権利として扱いたいと思い発言しました。

資料4に私が分けた内容がありますが、その中の「学ぶ権利」について考えたところ、四つの権利のどれにも当てはまらないのではないかと疑問があります。

具体的には、「豊かに成長する権利」は主体的に学ぶイメージですが、憲法で規定された「教育を受ける権利」や「教育の機会均等」はまた別の権利として存在しています。

私が「学ぶ権利」として伝えたいことは、人種・性別・障がいの有無によって差別されることなく誰もが等しく教育を受ける権利を持つという点になります。

この「学ぶ権利」はどのパターンに入るのか、あるいは「豊かに成長する権利」の中の表現を変えたり足したり、引いたりして調整することができるのか、皆さんと考えたいと思います。

(石塚部会長)

齋藤委員から、学ぶ権利とは憲法で保障されるような教育を受ける権利を指していると考えており、条例の豊かに成長する権利というものを超えた内容を持っていると考えるとの発

言がありました、いかがでしょうか。

(齋藤委員)

先ほどお話しした個別の支援について付け加えたいのですが、私はこの「学ぶ権利」を守るために、子どもの状況に応じた支援を受ける権利が必要だと考えています。

障がいがあっても、外国籍であっても、不登校であっても、支援を受けながら学ぶ権利があるということを強調したいと考えております。

この「学ぶ権利」と「支援を受ける権利」は非常に密接に結びついていると考えており、個別の支援の場面については第5章に入れてもらうことで納得していますが、全ての子どもが教育を受ける権利というのが、この四つの権利パターンの中でどのように扱われるのか、その点について大澤先生にお伺いしたいと思います。

(大澤アドバイザー)

子どもの権利条約で子どもの権利として挙げられているのは、全部で35条あります。

そのうち教育を受ける権利について書かれているのは35条のうちの一つです。

子どもの権利条約自体は、四つに分けているのではなく、35条全てをまとめて子どもの権利として位置付けていますが、ユニセフは広く周知するために独自に四つのカテゴリーに分け、「生存」「発達」「保護」「参加」に分類しています。

その中で「教育を受ける権利」は「発達」のカテゴリーに分類されており、「豊かに成長する権利」は「発達」と関連していると考えられます。

現在、豊かに成長する権利の中に、「学ぶこと」がありますので、「教育を受ける権利」については、ここに含まれていると解釈できます。

また、札幌市や川崎市の条例においても、「豊かに成長する権利」の中に「学ぶ権利」が位置付けられているので、この分類自体がずれているわけではなく、文面として問題はないと思います。

ただし、もしこれ以上に何か工夫したり、考えたりすべき点があるのであれば、別途検討が必要かもしれません。

(藤野委員)

休憩前に出ていた「ものとする」についてですが、休憩時間に読み直してみて、全て「ものとする」とする必要はないと思いました。

それぞれの条文を見ていくと、「ものとする」を付けない方がよい、あるいは付けなくてよい条文も混在しているように感じます。

例えば、第4条の「保障するものとする」は包括的な宣言として適切であり、「ものとする」があっても良いと思います。

しかし、第10条第2項の「適切な対応を講じるものとする」は、「講じる」と言い切ってもよいのではないかと考えます。

また、第20条も「必要な措置を講ずる」としてもよいのではないかと考えます。

一つひとつ精査していただければと思いますが、原則的に「育ち・学びの施設」や「市」が主語になる場合は、「ものとする」を外した方がよいのではないかと個人的には感じています。

市民や事業者が行動する場合には、強制力の度合いや把握の難しさの観点から、「ものとする」があっても自然とも思いますが、市や育ち・学びの施設のように子どもの権利を守る最前線の主体については、「ものとする」を外して、「講じる」「保障する」と言い切った方が、すっきりし、この条例で求められている強い意志を示せるのではないかと考えます。

(北島係長)

ありがとうございます。ご意見を踏まえて、整理をしたいと思いますが、先ほど前田からも説明があったとおり、言葉の使い方によって強度が違います。

例えば、「講じなければならない」が一番上だとすれば、その下が「講じるものとする」、その下が「講じる」となります。

どの主体のときに、どの言葉を使うかということは考えなければならないと思います。

また、例えば、「努める」と「努めるものとする」は、強度の違いはあれど、差はあまりないと思いますので、そういった整理もできるかもしれません。

(藤野委員)

少し勘違いしていた部分はありますが、検討をいただければと思います。

(齋藤委員)

第4章についてですが、言葉の使い方に気になる点があったのでお聞きします。

第20条第2項の「意思表示の方法が多様であることを考慮し子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁する」ですが、この表現には違和感を覚えます。

解釈によっては、大人にとって都合の良い解釈になりかねず、子どもの本当の意見と異なる解釈で「代弁」してしまう可能性があるように思います。

この部分の表現を変え、多様な子どもの意見をしっかりとくみ取るようなフレーズにしたほうが良いのではないかと感じました。

また、第22条の「適切な方法で子どもの意見を聴くように努めるものとする」という部分にも「多様な子どもの意見を聴くように努める」という表現を加えてほしいと思います。

さらに、第22条の「子どもの目線でわかりやすい情報発信」という表現についてですが、「子どもの目線」ではなく、「年齢や発達段階、言語等に配慮し、すべての子どもに届くような情報発信の支援」という趣旨の文言に改めてほしいと思っています。

(石塚部会長)

子どもの意思をくみ取り必要に応じて、子どもの意見を代弁するということが、子どもの意思を恣意的に受け取られる可能性があるので、表現を変えてほしいということですが、いかがでしょうか。

(北島係長)

私から補足しますと第20条第2項は、今回の素案で新しく入れたものになります。

前回、大澤アドバイザーから子どもアドボカシーに関する意見があったことを踏まえて、自分の思いを伝えられない子どもがいた場合に、それを代弁する仕組みってということで、この第2項を加えたところです。

恣意的に代弁されるという部分は想定しておりませんでした。そのように捉えられるということであれば、別の言葉に置き換えていただいても構いません。

(大澤アドバイザー)

子どもの権利条約に基づいて各国で子どもの権利条例が作られていますが、子どもたちが何の準備もないままに自分の意見を表明するのは難しいという現実があります。

そこで、子どもたちが自分の思いをきちんと表明できるようにサポートやトレーニングを行う仕組み、すなわちアドボカシーの仕組みを設けることが重要になります。

このアドボカシーの仕組みが現行の江別市の条例に盛り込まれていなかったため、条文に入れることを提案しました。

子どもの立場に立って、子どもが自分の意見を出せる環境をしっかりと仕組み化するべき

だと考えています。

(齋藤委員)

参考資料12ページの「子どもの参加と意見表明の機会と保障」の②に記載させていただいた「市は子どもの参加促進を図るため子どもに関わる施策、取組について子どもが意見を形成し表明できるよう、年齢や発達・言語等に配慮した分かりやすい情報発信をすること及び適切な方法で子どもの意見を聴くことに努めるものとする」が、私が考えた子どもの参加と意見表明の機会の箇所になります。

障がいのある子どもたちを想定しての言葉がこれなのであれば、私が作ったものを「子どもの参加の促進」に入れてほしいと思います。

(石塚部会長)

第20条第2項について、市が障がいを持っている子どもを作ったのであれば、今の発言の内容に置き換えてもよいのではないかという意見ですが、いかがでしょうか。

(藤野委員)

今の部分は、子どもの視点に立った情報発信ということと、適切な方法で意見を聞くということの二つの趣旨が含まれてるという理解でよろしいでしょうか。

(齋藤委員)

そのとおりです。

(藤野委員)

私としては、子どもの参加の促進及びそれに対する支援と、情報発信は別の事柄であるため、条文を分けて記載した方がよいと思います。

その上で、第22条は、「子ども目線で」というような曖昧な表現ではなく、「年齢、発達、言語等に配慮した」といったように具体的に書く方がよいのではないかと思います。

そして、第20条第2項に関しては、恐らく引っかかっている部分が代弁という文言だと思いますので、「意思表示の方法が多様であることを考慮し、適切な方法で子どもの意見や意思をくみ取るよう努めるものとする」という表現にすれば、代弁という文言を使わないようにすることができるかと思います。

(石塚部会長)

齋藤委員にお伺いしますが、今の藤野委員の案はいかがでしょうか。

(齋藤委員)

すごく分かりやすく説明いただき、ありがとうございます。

そのように分けていただいて、確かに第20条第2項については、条文全体ではなく、代弁という言葉に引っかかっていたことが理解できました。

障がいがある子どもの場合、関係性が強い人であったり、常に発達を見ている人でなければ代弁することは難しいと思っています。少し意見を聞いて、「あなたはこういうことでしょう」「思っていることはこういうことだよ」と代弁されてしまうのではないかという不安が、私たち親のような立場にはあります。

藤野委員に整理いただいた、言葉が話せなかったり、行動で示すしかない障がいがあっても、「くみ取る」ということあれば納得しました。

(北島係長)

もともとの趣旨としては、子どもアドボカシーであり、障がいの有無にかかわらず子ども

という存在そのものが、自分の意見を言うのは非常に難しいという観点から条文化したところです。

「代弁」という言葉が引っかかるということであれば、藤野委員のご意見を踏まえて修正したいと思いますが、本来の趣旨からずれてしまうのではないかと思います。

情報発信に関してのご意見もよく理解できますが、実際には、年齢や発達、言語に配慮した情報発信はかなり難しいということを感じております。

それぞれに分けて情報発信するのは難しいですが、子ども目線での情報づくりは保障しなければなりません。

そのため、全てがそうであるわけではなく、例えば外国籍の方に伝えたい情報はその対象に合わせて作成するなど、一律ではないという理解で受け止めております。

(石塚部会長)

意見をまとめさせていただきます。

まず、第20条第2項の「代弁する」という表現についてですが、「適切な方法で子どもの意見や意思をくみ取るよう努める」という姿勢を示す内容に修正する方向で検討いただければと思います。

次に、第21条の「子どもの目線で」という表現については、「年齢や発達、言語等に配慮した、分かりやすい情報発信に努める」という趣旨に変更することが可能かどうか、検討いただくということによろしいでしょうか。こちらについて一応その方向で確認をお願いしたいと思います。

「子どもの意見を聴く」という部分においては、多様な子どもたちの意見を聴取するという意味も含まれていると理解していますが、江別市としてメッセージとして明確に示すことも一案かと考えます。

この点について、皆様のご意見を伺いたいと思いますが、入れていく方向で進めてよろしいでしょうか。

事務局としての見解もあわせてお聞かせ願います。

(北島係長)

もともと基本理念の中で多様性の尊重は謳っておりますので、「適切な方法で子どもの意見を聴く」という表現には、多様な子どもの意見を聴取するという観点も含まれていると解釈しておりました。

もし明示的に「多様な意見を聴く」という文言を入れたいということであれば、入れてもよいと考えますが、その場合、他の条文に対応の必要性がないかなど検討する必要があると思っております。

(石塚部会長)

今回の対応については、他の部分とのバランスもあるかもしれませんので、趣旨が含まれていることを確認したうえで、まずは事務局に検討をお願いし、進めていきたいと思えます。

(石塚部会長)

では、第7章「子どもの権利擁護の仕組み」についてですが、救済委員会に関する記載のところになります。

前回の会議ではさまざまなご意見をいただき、それらを踏まえた修正・合意が多くあったかと思います。

もし現時点でご意見や「ここはどうなっているのか」といった点がございましたら、ご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

救済委員会の委員については、市長が委嘱するというので、それについての様々な細かいことに関しては、第29条第8項で規則で定められています。

相談員については、第32条において規定されており、第3項において「識見を有するものから、市長が任用する」とされています。

この「識見を有するもの」について、救済委員会の委員の規定とほとんど同じ条文なのですが、違いはあるのでしょうか。

(北島係長)

具体的にどのような方を任用するかはこれからの課題であり、大きな違いは現在のところありません。

救済委員会については、例えば弁護士や医師などの専門資格を有する方を想定しています。一方、相談員については、同様の高い資格の方を求めるのは難しいため、社会福祉士などの資格を持つ方や、子どもの権利擁護に関わってきた方をイメージしております。

条文上はそうのように記述していますが、実際には担い手に関する課題も多く、本条例が成立した後に検討すべき事項であると考えています。

(鈴木委員)

そのようなことであれば、第29条の規定と同様に第30条についても規則で明確に定めておくことが重要だと思っています。

現在の規定はやや曖昧なところがあり、「識見のある人」としながらも実際には違うケースも起こり得るため、市民の方々が子どもの権利条例に基づく救済を必要とする際に、制度そのものが機能しなくなる恐れがあると指摘をします。

また、札幌市のいじめに関する事例など、過去の問題がニュースでも報道されていることから、相談員についても規則でしっかりと定めることが必要だと思っています。

それを踏まえ、第32条の相談員に関しても、第29条第8項と同様に「必要な事項は、規則で定める」と記載する形が望ましいのではないかと思います。

(北島係長)

実際にどのような方を雇用するかという部分まで規則で規定できるのかは、内部的な整理が必要だと思っています。

そのため、現時点では、どのような人が相談員になるのかが明示されるべきだというご意見として承ります。

(齋藤委員)

札幌市のアシストセンターのホームページを見ると、自己紹介が載っており男性と女性がいることがわかります。

やはり相談内容によっては、女性がいなければ難しかったり、成立しなかったりすることがあると思います。

資格以外にも、そうしたことも配慮して任用する予定はあるのでしょうか。

(北島係長)

性別を固定して任用することについて明言はできませんが、女性特有の悩みなどがあることも考慮する必要があるものと思っています。

(石塚部会長)

規則については前例も含めて検討いただければと思います。

(石塚部会長)

第8章施策の推進については、ご意見いかがでしょうか。

もしくは、全体を通して言いたいことがあれば、お願いしたいと思います。

【意見なし】

(石塚部会長)

それでは、本件については、これで終わりにしたいと思います。

3 その他

(石塚部会長)

次に、次第の3「その他」に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

(高橋委員)

今後のスケジュールを教えてください。

(北島係長)

本日いただいたご意見を踏まえて条例を修正いたします。それを第6回の部会もしくは、資料送付によりご確認いただこうと思います。

その後は、部会としては終了し、子ども・子育て会議の全体会、さらにはパブリックコメントに移っていく流れになります。

(石塚部会長)

その他、ありますか。

なければ事務局よりお願いします。

(北島係長)

本日もいろいろとご意見をいただき、誠にありがとうございます。

まず、条例の方は修正を進め、皆様に修正案をお示しできるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

本日の議論を踏まえますと、第6回目の部会を開催する必要性はあまりないと考えておりますが、部会長と相談のうえ、資料の修正案の取り扱いについて検討したいと思いますので、順調に進めば、次は全体会に移行する流れとなっております。

また、もう一点お知らせがあります。黄色いシンポジウムの案内チラシについてですが、冒頭の部会でもある程度ご説明し、メールでもご案内済みではありますが、6月13日(土曜日)午後1時30分から約2時間の予定で「子ども権利イベント～こどもまんなかシンポジウムinえべつ」を開催予定です。

多くの市民の皆様にご関心を持っていただくことを趣旨としており、シンポジウムのほかに、小学生を対象とした「かけっこ教室」も同時開催いたします。

案内チラシの裏面をご覧ください。左側がシンポジウムとトークセッション、右側がかけっこ教室の内容です。

シンポジウムの基調講演は、NPO法人子どもアドボカシーセンター札幌の横山事務局長(弁護士)に、子どもの権利についてご講演いただきます。

また、こども家庭庁の職員もお招きし、国の立場からのご意見をいただく予定です。

シンポジウムは二部構成で、トークセッションでは大澤アドバイザーがコーディネーターを務め、石塚部会長、金子副部会長、市長の後藤、こども家庭庁職員の4名で子どもの権利について議論いたします。ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

かけっこ教室は小学生限定で、一部と二部に分けて開催予定です。お子様のいらっしゃる方はぜひご応募ください。

障がいを持つお子様も対象としておりますので、どなたでもお気軽にご参加いただけます。

チラシが完成次第、改めて委員の皆様にご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

(東子ども家庭部長)

本日は、大変充実した内容のご議論をいただき、誠にありがとうございます。

また、大澤先生にはアドバイザーとしての的確なご助言を賜り、心より感謝申し上げます。

令和7年6月より、子どもの権利条例検討部会の委員をお願いしまして、本日で5回にわたりご議論をいただきました。

次回の部会開催については、現時点で未定ですが、概ねの方向性はほぼ固まったものと考えております。

これまでの議論においては、皆様が江別市の子どもたちの未来をより良くしたいとの熱い思いを持ち寄っていただき、非常に有意義なものとなりました。

今後、部会が開催される場合も、もし開催されない場合でも、子ども・子育て会議の全体会やパブリックコメント等の機会を通じて、引き続きご支援・ご協力を賜りたく存じます。

改めまして、本日は誠にありがとうございます。

(石塚部会長)

委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは本日予定していた議事は、全て終了いたしました。

4 閉会

(石塚部会長)

以上をもちまして、第5回子どもの権利条例検討部会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。